## 入 札 説 明 書

静岡県庁本館、東館、別館及び西館で使用する電気に係る入札公告に基づく入札等については、 関係法令に定めるもののほか、この入札説明書等によるものとする。

- 1 公告日 令和5年12月19日
- 2 入札執行者 静岡県知事 川 勝 平 太
- 3 担当部局 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経営管理部財務局資産経営課

電話番号 054-221-2533

- 4 調達する産品等
  - (1) 入札番号 財 資 第3001号
  - (2) 調達する産品 令和6年度 静岡県庁本館、東館、別館及び西館で使用する電気
  - (3) 電気方式 交流3相3線方式
  - (4) 受電電圧 本館、東館、別館 20,000ボルト

西館 6,000ボルト

(5) 計量電圧 本館、東館、別館 20,000ボルト

西館 6,000ボルト

- (6) 標準周波数 60ヘルツ
- (7) 契約電力 本館、東館、別館 2,750kW

西館 780kW

- (8) 予備線 あり
- (9) 契約期間
  - a. 需給開始日 令和6年4月1日 午前0時
  - b. 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (10) 予定使用電力量 (令和6年4月から令和7年3月までの使用量見込み)

本館、東館、別館 8,875,000kWh

西館 1,662,000kWh

- (11) 契約期間の電力消費計画
  - 別紙1のとおりとする。

なお、力率は100%とする。

(12) 過去4年の電力消費実績

別紙2のとおり

- 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者 (更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225 号)に基づき再生手続開始の申立てが成されている者(再生手続開始の決定を受けている 者を除く。)でないこと。
  - (3) 公告日までに電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事

業の登録を受けている者であること。

- (4) 入札参加資格審査期日までに静岡県が発注する物品購入等に係る競争入札参加資格(営業種目68その他)を有している者であり、かつ、この入札参加資格確認通知を受けている者。
- (5) 入札時に静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準(平成18年集用第 103号)に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 特別高圧の需要家への電気の供給実績があること。
- (7) 静岡県電力の調達に係る環境配慮方針(令和5年9月27日改正)第6条に基づく判定の結果、基準点数以上である旨の判定結果通知を受けた者であること。
- (8) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
  - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者 をいう。)が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を もって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は 積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料 の購入契約その他の契約を締結している者

### 6 入札参加資格確認等

(1) 本入札に参加を希望する場合は、次により入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を作成のうえ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた 者は、本入札に参加することができない。

ア 提出期限 令和6年1月10日(水)午後5時まで

イ 提出先 上記3に同じ

- ウ そ の 他 申請書及び資料は、各 1 部及び長 3 号封筒(簡易書留料金を含む切手434 円貼付)を併せて申込先に持参又は郵送(簡易書留に限る。)すること とし、電送によるものは受付しない。また、郵送の場合はア提出期限ま でに必着とする。
- (2) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和6年1月17日(水)までに通知する。
- (3) 申請書は、別記様式1により作成すること。
- (4) 資料は次によるものとする。

- ア 入札参加資格確認申請書 (別記様式1)
- イ 静岡県が発注する物品購入等に係る競争入札参加資格審査結果通知書(営業種目68 その他)の写し
- ウ 小売電気事業者の登録を受けていることを証明する書類の写し(電気事業法第2条の 2の規定による。)
- エ 電気の供給実績及び供給可能量が確認できる書類(写し可)
- オ 静岡県電力の調達に係る環境配慮方針に基づく判定結果の写し
- (5) その他
  - ア 申請書及び資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。
  - イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無 断で使用しない。
  - ウ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
  - エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
  - オ 提出された申請書及び資料は、公表しない。
  - カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語に限る。
- 7 入札資格がないと認めた者に対する理由の説明
  - (1) 入札資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
  - (2) (1)の説明を求める場合には、令和6年1月22日(月)までに書面(様式自由)を持参することにより提出しなければならない。
  - (3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和6年1月26日(金)までに説明を求めた者に対して、書面により回答する。
  - (4) (2)の書面の提出先は、上記3に同じとする。
- 8 設計書、仕様書及び入札書の交付

設計書及び仕様書(以下「設計図書」という)及び入札書の交付を次のとおり行う。

- (1) 交付期間 令和5年12月19日(火)から令和6年1月10日(水)まで(閉庁日を除 く。)の午前9時30分から午後5時00分まで
- (2) 交付場所 上記3及び申請書類等ダウンロードサービス (静岡県公式ホームページ電子行政サービス)
- (3) 交付方法 無料で直接配布する。

(郵送による配布を希望する者は返信用切手250円分を貼付した返信用 封筒(定形外A4サイズ)を上記3まで送付すること)

- 9 仕様書等に対する質問受付期間及び回答書縦覧期間等
  - (1) 質問受付期間 公告の日から令和6年1月9日(火)まで(閉庁日を除く。)の午前9 時30分から午後5時00分まで
  - (2) 回答書縦覧期間 令和6年1月15日(月)から令和6年1月17日(水)までの午前9時 30分から午後5時00分まで
  - (3) 回答書縦覧場所 上記3及び申請書類等ダウンロードサービス (静岡県公式ホームページ電子行政サービス)
- 10 入札

- (1) 入札執行日時 令和6年1月31日(水)午後3時00分
- (2) 入札執行場所 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁本館1階 資産経営課施設係控室
- (3) 入札書に記入する入札金額は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者である るかを問わず、配布した資料を基に積算した年額(消費税及び地方消費税の課税業者は、 同税分を含んだ額)に110分の100を乗じて、1円未満を切り捨てた金額を記載すること。 また、入札金額は月別計算書の太枠計に110分の100を乗じて、1円未満を切り捨てた金額 と等しくなるように記載すること。
- (4) 各々の例を参考にして、入札書、入札書別紙及び月別計算書を作成すること。 また、別紙1に示すとおり、時間帯別の料金設定を強制するものではない。ただし、時間 帯別の料金設定を行なう場合は、別紙1の日付、時間とすること。
- (5) 発電費用等の変動に伴う料金単価の変更(以下「燃料費調整」という。)及び「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に基づく「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金」は入札金額の算定に含まないこと。
- (6) 燃料費調整ついては、需要場所が電力供給区域に含まれる一般送配電事業者の適用する燃料費調整とし、燃料費調整単価は燃料価格反映部分(従来の燃料費調整単価に相当する部分)と卸市場単価(卸電力市場価格の変動分)を含むものとする。
- (7) 入札執行回数は2回を限度とし、1回目の入札で落札者が決定しない場合には、引き続き 2回目の入札を実施する。
- (8) 入札書、入札書別紙及び月別計算書は入札の回数別に分け、封書に入れ、その封皮に氏名 (法人の場合はその名称又は商号)、「1月31日開札(入札)[本館、東館、別館及び西 館 電気の入札書在中」及び入札の回数を記入しなければならない。詳しくは入札書封緘 方法を参考とすること。
- (9) 1回目の入札で落札者が決定しない場合に、2回目の入札を辞退する者は、入札辞退届を 提出すること。郵送で入札書類を提出する者は、2回目の入札用の封書内に入札辞退届を 封入すること。詳しくは入札書封緘方法を参考とすること。
- (10) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。
- (11)入札者又はその代理人は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (12)入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に 執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中 止することがある。
- (13)入札書の受領期限

持参の場合 開札の日時

郵送の場合 令和6年1月30日(火)午後5時まで(簡易書留に限る。) 別途配布する「物品の購入及び製造請負に係る競争契約入札心得書」 (以下「物品心得書」という。)第6条第3項の規定は適用しない。

電送による入札は認めない。

#### 11 開札

開札は入札の終了後、直ちに当該場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行 う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない 県職員を立ち会わせて行う。

# 12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 公告等に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印 又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (6) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (7) 同一事項の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (8) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (9) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札
- 13 落札者の決定方法
  - (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格となる有効な入札をした者を落札者とする。(ただし、 契約は落札額を構成する単価で行う。)
  - (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
  - (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、 入札執行事務に関係ない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとす る。
- 14 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。

15 入札保証金及び契約保証金

免除

- 16 契約書作成
  - (1) 契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。
  - (2) 落札者が需給開始日以前に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
  - (3) 本契約について、契約の内容を記録した電磁的記録により締結することを希望する場合、以下に定める事項による書類を提出するものとする。
    - ア 提出書類

電子契約同意書兼メールアドレス確認書 (別記様式2)

イ 提出期限

落札の通知を受けた日から起算して7日以内とする。ただし、契約担当者がやむを えない理由があると認める場合はこの限りではない。

ウ場所

上記3

エ 提出方法

持参、郵送又は電子メール (shisankeiei@pref.shizuoka.lg.jp) にて提出すること。

### 17 異議の申立て

入札した者は、入札後、入札説明書、設計書、仕様書、契約書式等についての不明を理由 として異議を申し立てることはできない。

18 支払方法

毎月支払いを行う。

19 資格審査に関する事項

資格審査に関する照会は、上記3に同じとする。

### 20 その他

- (1) この入札による契約は、当該調達に係る令和6年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。なお、契約締結日は令和6年4月1日とする。
- (2) 入札参加者は、契約書式及び仕様書を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (3) 契約書式、仕様書は、上記3で配布するものとする。
- (4) 入札説明書及び入札公告と物品心得書の規定が異なる場合は、入札説明書及び入札公告の規定による。
- (5) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) その他詳細不明の点については、静岡県経営管理部財務局資産経営課(電話番号054-221-2533) に照会すること。

庁舎別電力消費計画一覧表 (静岡県庁本館、東館、別館及び西館)

※予定最大電力は過去の各月の最大電力から算定している。また、予定電力量は過去の電力 消費実績の平均に基づき算定している。

※本館、東館、別館の時間帯別予定電力量のデータであるが、時間帯別の料金 設定を強制するものではない。ただし、時間帯別の料金設定を行なう場合は、 下記の日付、時間とすること。

(整岡川岸大松 東紀 川崎)

(領)	<b>聞県</b> 厅	<u>本館、東館</u>	、 <i>5</i>	」(館)	THE HILL THE TILL (HE I	リマウ索士目	
	予定	予定			可间	予定電力量	
月	力率	最大電力	J	昼間時間	夜間時間	重負荷時間	計
4月	100%	1, 688	kw	398,000 kWh	255,000 kWh		653,000 kWh
5月	100%	1, 840	kw	373,000 kWh	294,000 kWh		667,000 kWh
6月	100%	2, 472	kw	490,000 kWh	249,000 kWh		739,000 kWh
7月	100%	2, 440	kw	234,000 kWh	305,000 kWh	324,000 kWh	863,000 kWh
8月	100%	2, 728	kw	249,000 kWh	309,000 kWh	360,000 kWh	918,000 kWh
9月	100%	2, 600	kw	216,000 kWh	289,000 kWh	304,000 kWh	809,000 kWh
10月	100%	2, 136	kw	464,000 kWh	258,000 kWh		722,000 kWh
11月	100%	1, 960	kw	407,000 kWh	254,000 kWh		661,000 kWh
12月	100%	2, 192	kw	459,000 kWh	263,000 kWh		722,000 kWh
1月	100%	2, 200	kw	446,000 kWh	281,000 kWh		727,000 kWh
2月	100%	2, 272	kw	425,000 kWh	246,000 kWh		671,000 kWh
3月	100%	2, 040	kw	469,000 kWh	254,000 kWh		723,000 kWh
		計		4,630,000 kWh	3,257,000 kWh	988,000 kWh	8,875,000 kWh

(静岡県庁西館)

181	41257.	L 10 /			
月	予定 力率	予定 最大電		使用予定電	力量
4月	100%	343	kw	100,000	kWh
5月	100%	559	kw	98, 000	kWh
6月	100%	718	kw	149, 000	kWh
7月	100%	708	kw	184, 000	kWh
8月	100%	768	kw	207, 000	kWh
9月	100%	689	kw	171, 000	kWh
10月	100%	605	kw	116, 000	kWh
11月	100%	372	kw	102, 000	kWh
12月	100%	552	kw	126, 000	kWh
1月	100%	598	kw	146, 000	kWh
2月	100%	569	kw	134, 000	kWh
3月	100%	482	kw	129, 000	kWh
	計	+		1,662,000	kWh

7月1日から9月30日の午前10時から午後5時まで。ただし、

日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日を除く。 午前8時から午後10時まで。ただし、重負荷時間と重なる時間、日曜日、

昼間時間

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、

5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除く。

夜間時間 重負荷時間及び昼間時間以外の時間。

別紙2 庁舎別電力消費実績一覧表

(静岡県庁本館、東館、別館及び西館)

## 本館、東館、別館 ※令和4年10月~令和5年3月は昼間・夜間・重負荷時間帯別の使用電力量データなし

		最大使用電力(kw)						
年度	R1(H31)	R2	R3	R4	R5			
4月	1,920	1,688	1,592	1,656	1,536			
5月	1,944	1,840	1,816	1,816	1,896			
6月	2,184	2,472	1,928	2,392	2,320			
7月	2,528	2,440	2,416	2,400	2,600			
8月	2,696	2,728	2,664	2,648	2,640			
9月	2,616	2,600	2,392	2,344	2,432			
10月	2,128	1,872	2,128	2,136				
11月	1,792	1,776	1,960	1,600				
12月	2,000	2,192	2,176	2,104				
1月	2,064	2,128	2,144	2,200				
2月	1,992	2,200	2,272	2,112				
3月	1,824	1,984	2,040	1,824				

		使用電	力量(昼間)(kwh)	)	
年度	R1(H31)	R2	R3	R4	R5
4月	413,976	402,560	401,296	402,664	395,424
5月	398,328	357,392	383,744	380,624	364,448
6月	474,208	533,288	492,368	515,472	513,760
7月	238,936	230,608	244,128	233,848	240,688
8月	259,920	248,400	253,240	265,352	265,072
9月	220,016	227,416	211,328	223,640	229,776
10月	474,344	470,000	475,600		
11月	416,744	400,608	426,144		
12月	440,984	474,296	489,512		
1月	428,072	465,376	469,544		
2月	413,096	439,096	446,912		
3月	454,272	501,280	479,536		
合計	4,632,896	4,750,320	4,773,352	2,021,600	·

	使用電力量(夜間)(kwh)						
年度	R1(H31)	R2	R3	R4	R5		
4月	256,032	260,928	261,144	247,192	250,288		
5月	291,024	314,520	291,592	295,544	298,520		
6月	259,976	256,464	242,752	248,928	257,592		
7月	290,864	310,672	330,192	306,416	307,992		
8月	306,648	315,960	321,616	302,120	308,936		
9月	309,136	294,776	278,144	294,632	296,008		
10月	290,936	244,256	254,224				
11月	258,272	268,216	249,656				
12月	277,320	268,640	258,816				
1月	290,096	287,600	281,968				
2月	257,008	247,376	245,888				
3月	267,920	256,008	250,672				
合計	3,355,232	3,325,416	3,266,664	1,694,832			

	使用電力量(重負荷時間)(kwh)							
年度	R1(H31) R2 R3 R4 R5							
7月	335,720	323,208	331,200	325,768	345,984			
8月	380,232	365,824	353,936	382,968	385,072			
9月	312,176	327,200	290,000	312,272	328,472			
合計	1,028,128	1,016,232	975,136	1,021,008	1,059,528			

	使用電力量(合計)						
年度	H30	R1(H31)	R2	R4	R5		
4月	670,008	663,488	662,440	649,856	645,712		
5月	689,352	671,912	675,336	676,168	662,968		
6月	734,184	789,752	735,120	764,400	771,352		
7月	865,520	864,488	905,520	866,032	894,664		
8月	946,800	930,184	928,792	950,440	959,080		
9月	841,328	849,392	779,472	830,544	854,256		
10月	765,280	714,256	729,824	688,936			
11月	675,016	668,824	675,800	642,520			
12月	718,304	742,936	748,328	735,272			
1月	718,168	752,976	751,512	747,656			
2月	670,104	686,472	692,800	689,168			
3月	722,192	757,288	730,208	711,048			
合計	9,016,256	9,091,968	9,015,152	8,952,040			

※本契約は4/1~3/31の契約期間であるが、年間使用電力量の推移に大きな変動がなく、表中の月は電力量計算期間の初日の属する月とする。

## 西館

	最大使用電力(kw)							
年度	R1(H31)	R2	R3	R4	R5			
4月	441	343	300	317	322			
5月	484	478	494	559	331			
6月	564	648	576	718	629			
7月	636	612	708	694	751			
8月	727	761	727	768	744			
9月	734	689	677	677	710			
10月	562	307	581	605				
11月	454	372	331	305				
12月	432	540	552	542				
1月	514	566	564	598				
2月	475	499	569	499				
3月	463	456	482	449				

		使月	目電力量(kwh)		
年度	R1(H31)	R2	R3	R4	R5
4月	97,219	99,158	99,115	100,027	99,506
5月	93,298	92,515	101,215	99,490	99,996
6月	119,510	147,535	149,057	149,078	148,706
7月	161,666	165,833	198,048	186,864	189,710
8月	184,418	195,624	209,743	213,876	204,331
9月	160,493	168,588	166,723	176,270	177,578
10月	123,492	109,978	123,972	112,877	
11月	97,822	98,150	104,693	101,083	
12月	109,786	129,619	125,638	121,111	
1月	120,266	147,190	148,310	141,530	
2月	112,073	128,117	142,080	131,093	
3月	120,713	132,948	131,114	122,760	
合計	1,500,756	1,615,255	1,699,708	1,656,059	919,827